

ジャーナリズム論の困難

—ジャーナリズム実践と論評との境界線の融解—

山口 仁*

1 ジャーナリズムを論じることを自己反省的に考える

ジャーナリズムはその活動を通じて、社会問題をはじめとする様々な社会的出来事・事件に関する特定の解釈を自明視させ、それ以外の解釈を排除しているという点で権力性を有していると見なされ、しばしば批判的な研究の対象になってきた（例えば大石2005、2014参照）。

ここでいう「権力（性）」とは、コミュニケーション過程における排除、特に「不可視の排除」をもたらすものである。例えばスティーブン・ルークスが言う「人々の知覚、認識、さらには選好までも形づくり、それがいかなる程度であれ、彼らに不平不満を持たせない（ルークス1995：39頁）」権力の形態のことである（同：13-43頁も参照）。言い換えれば人々が社会的な出来事・事件を解釈する際、特定の形でそうさせ、それ以外の解釈をさせない力のことであり、それはコミュニケーションの過程で行使され、その行使主体の一つとしてニュース・メディア（ジャーナリズム）も想定されてきた。しかもこうした認識にかかる権力は、行使された者が行使されたことを認識できない「不可視」のものである。こうした議論は、批判的コミュニケーション研究に依拠するジャーナリズム研究においては、すでに一般的なものになりつつある。

こうした研究環境下において、本論文はコミュニケーション過程における権力の行使主体として、ジャーナリズムではなくジャーナリズム論（者）を視野に入れて議論することを目的としている。そのうえで、以下の問いを提起したい。

ジャーナリズム論（者）はその活動を通じて、「社会問題をはじめとする社会的出来事・事件に関する特定の解釈を自明視させ、それ以外の解釈を排除する」という権力を間接的に行使してきた。

すなわち、ジャーナリズムが「特定の現実」を構築していることを批判してそれを乗り越える形で声なき声や排除された事実やそれに関する解釈を取り上げることを求めてきたはずのジャーナリズム論それ自体が特定の現実を構築し排除しているのではないか、という問いである。

社会問題を報道するジャーナリズムを（批判的に）論じるという行為はいわば「論評の論評」行為であり、社会問題を論評する行為（＝ジャーナリズム）を論評（＝ジャーナリズム論）することでもある。これについては「ジャーナリズム論は、批判の批判として存在する（山本明1969：61頁）」と評した山本の指摘が特に参考になるだろう。ジャーナリズムを論評するということは、そ

*やまぐち ひとし 日本大学法学部 教授

の活動を通じて間接的にまた社会問題も論じているのである。ジャーナリズムが社会問題に関する現実を特定の形で構築するように、ジャーナリズムを論じることにもまた間接的に社会問題を特定の形で構築することに寄与・加担している。そこにジャーナリズムが行使する権力と同種の権力の（間接的な）作動を見出すことができるはずである。以上が本論が依拠する視点である。

とはいえ、こうした視点は極度に抽象的でもあり、具体的な社会問題の事例を通じて論を進めていく必要があるだろう。そこで本論では、戦後日本社会で公害問題が社会問題化していった時代、とくに1960年代後半から1970年代前半にかけてのジャーナリズム論が公害問題や公害問題報道をどのように扱ってきたのか、という点に焦点を当てていきたい。

2 公害・環境問題報道論の権力性と排除性

2-1 公害問題報道の概略

日本社会で公害問題（公害・環境問題）が社会問題化してきたのは1970年前後である。報道件数の推移、訴訟の提起、関連法制の整備など様々な点からそう言える（後述の参考資料を参照）。加えて世論調査でも同時期に公害問題意識が高まったことが確認できる（山口2018：86、126頁）。

もっとも公害問題とされる現象そのものはすでに1950年代、あるいはそれ以前から確認されており、新聞報道でも1960年代中盤から取り上げられ始めていた。こうした公害問題に関する新聞報道の遅れ、すなわち「ジャーナリズムの不作為」は意識的ではないにせよ公害問題の不可視化に加担してきたと指摘されている（小林2007、山口2018、関谷2015などを参照）。そこにジャーナリズムの権力性、そして不作為を見出すことができる。

こうした議論は拙論も含めて何度も行われてきた。しかし、本論で問いたいのは「ジャーナリズムの不作為」ではなく、「ジャーナリズム論（者）の不作為」の方である。報道が社会問題を不可視化したとは言っても、それは大々的な報道が行われていなかったということであり、少なからず報道は行われていた。

では報道を論じる者たちは公害問題にどう向き合ってきたのだろうか。例えば、ジャーナリズムを論じている代表的媒体である『新聞研究（日本新聞協会発行）』や、ジャーナリストやジャーナリズム研究者で構成される日本新聞学会（その後の日本マス・コミュニケーション学会、現日本メディア学会）の学会誌『新聞学評論』では、公害問題や公害問題報道についてどのような議論が行われていたのだろうか。

参考資料1 公害問題略史⁽¹⁾

（「戦後公害問題の原点」とされる水俣病事件を例として）

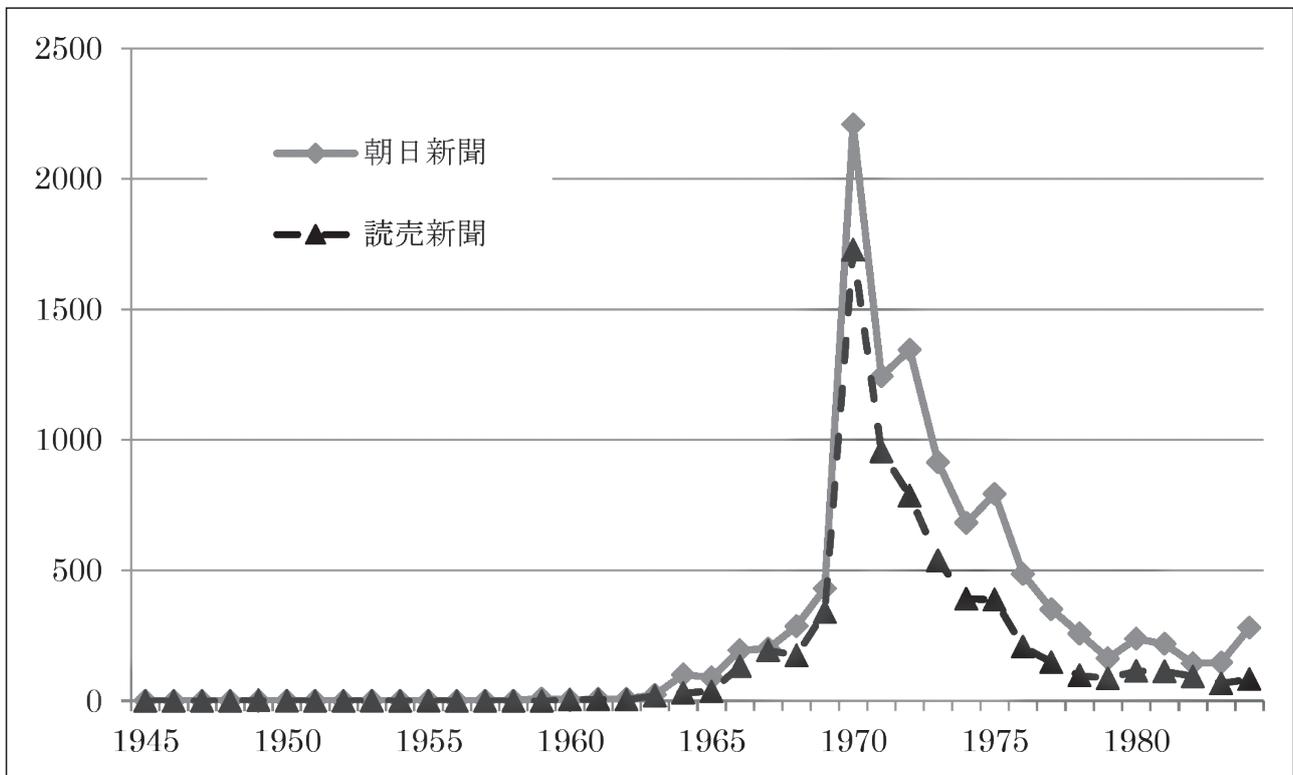
- 1956年 水俣病の患者の公式確認
- 1957年 全国紙における水俣病事件報道の始まり※実質的には1959年から始まる。
- 1959年 公害問題に関する初の社説（『朝日新聞』5月21日）※次の関連社説は1964年
- 1965年 水俣病事件に関する初の社説（『朝日新聞』7月1日）、公害審議会設置
- 1966年 「公害に関する基本施策について」の答申 公害審議会
- 1967年 公害対策基本法成立、四大公害裁判始まる（参考資料2も参照）
- 1971年 環境庁設置
- 1973年 四大公害裁判終結

参考資料2 四大公害訴訟

	富山イタイイタイ病	新潟水俣病	四日市ぜんそく	水俣病
被 告	三井金属鉱業（株）	昭和電工（株）	四日市第1コンビナート6社	チッソ（株）
原告人数	33人	76人	12人	138人
提 訴	1968年3月9日	1967年6月12日	1967年9月1日	1969年6月14日
判 決	1971年6月30日（一審） 1972年8月9日（控訴審）	1971年9月29日	1972年7月24日	1973年3月20日

出典：四大公害訴訟（『昭和48年 年次経済報告（経済白書） インフレなき福祉をめざして』経済企画庁、昭和48年8月10日、<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je73/wp-je73bun-4-5h.html> より一部修正）

参考資料3 「公害」報道件数の推移（山口2018：84頁）



出典：山口（2018：84頁）。「公害」を含む記事件数（全国版）。ただしデータベースの仕様上、数値の厳密な把握は難しい。大まかな傾向を把握するためのものとして取り上げている。報道件数は1964年から目立った変化が表れ、1970年にピークに達する。

2-2 『新聞研究』における公害問題

『新聞研究』は、新聞報道を中心にジャーナリズムに関する様々な問題を取り上げ、時事的な話題やメディアに関する普遍的問題について特集企画を組んでいる月刊誌である⁽²⁾。日本新聞協会が発行しており、創刊は1947年である。

『新聞研究』掲載の各論考は公害問題にどのように言及してきたのか。

初期の公害報道論

1968年、公害に関する報道件数が増えていく中、連載「前線記者」の中で公害に関連する記事が掲載された。公害問題に直接関係するものが「水俣病問題と取り組む（1968年11月号・208号、74-75頁）」だが、その前にも「放射能汚染事件のスクープ（1968年6月号・203号：34-35頁）」と⁽³⁾いった記事がある。前者は熊本日日新聞社水俣支局長の鬼塚岐美男の執筆である。水俣病そのものは1956年に公式確認されたが、水俣市では「『いやな記憶を呼びさましたくない』といった空気が圧倒的」であり長年タブー視されていた。しかし新潟水俣病（第二水俣病）の患者団体が1968年1月に水俣市を訪れたことで両地域の交流が進み、水俣市にも日吉フミコ市議を代表とする「水俣病対策市民会議」が発足するなど共闘体制が進み、患者支援の機運も高まってきた。それに合わせて熊本日日新聞も1968年4月23日から「水俣病は叫ぶ」という連載を開始した（同：74-75頁参照）。この記事ではこうした経緯を紹介し、「二度とあのような公害を起こさせないためにも、そしてわが水俣の町の発展のためにも、私は、ペンをもって執念深く監視しなければならない（同：75頁）」と結んでいる。「公害問題」に関係する記事は、この二つが最初期のものである。

公害問題報道の特集

公害問題報道に関する特集が初めて組まれるのが1970年の「公害報道の視点と方法（1970年7月号・228号）」である。その2年後にも「環境破壊と報道の役割（1972年6月号・251号）」という類似の特集が組まれている。そして229号（1970年8月号）から「公害報道シリーズ」が開始されている。

これらの特集は、公害問題が十分に社会問題化していた時期のものであることもあって、現在、公害問題報道を論じるときと同様の観点から議論が展開されていた。例えば、「裁判では“疑わしきは罰せず”だが、人間の生命を脅す公害では“疑わしきは罰す”ことである⁽⁴⁾」や「こんごの公害取材のあり方を求めるとすれば、『疑わしきは報道し、トコトンまで追及する』こと以外にはないと思う⁽⁵⁾」といった公害問題報道への要求である（ほかに山口2018：119-121頁、関谷2015：64-70頁も参照）。

『新聞研究』に公害報道に関する論考が掲載された1968年11月の時点で、イタイイタイ病、新潟水俣病、四日市ぜんそくの裁判は提訴されていた。そして公害問題報道特集が組まれた1970年7月は、水俣病（熊本県）の提訴から1年経過しており、四大公害裁判が進行中であった。すでに公害問題はある程度社会問題化していたのである。さらに公害に関する新聞の報道件数がピークに達したのが1970年である。となれば、公害問題への言及においてジャーナリズム論が当時のジャーナリズムよりは若干の「後れ」を取っていると見なすこともできるだろう（なお後述するがこのことが即座にジャーナリズム論の存在意義を失わせるものではないことは前もって述べておきたい）。

医療・科学報道論と公害問題

なお、『新聞研究』では1960年に「特集 科学報道の諸問題（1960年9月号・110号）」という特集が組まれている（下記①から④の論考がある）。この特集は1960年7月20日から28日にかけて東京・大阪で行われた「科学報道改善のための新聞講座」の講演をもとにしている（新聞研究1960年9月号：52頁）。

- ① ヒリアー・クリークバウム「科学報道の問題点」52-56頁。
- ② 緒方富雄・石垣純二・高原四郎・半沢朔一郎・豊川行平「医学報道の問題点（討論）」57-65頁。
- ③ 梶原三郎・小沢凱夫・森山義雄・田中菊次郎・西脇安「医学と新聞（討論）」66-74頁。
- ④ 海外派遣科学記者団「欧米の医学事情を視察して」75-78頁。

これらの記事を論じる前に、「公害問題の原点」とされる水俣病をめぐる社会状況について述べておきたい。水俣病は1956年に公式確認され、1959年ころからは（少ない扱いとはいえ）全国紙でも報道され始めていた。またのちに批判されることになる漁民とチッソとの「見舞金契約」も1959年12月30日に締結されている（小林2007：58-61頁参照）。

こうした状況下、『新聞研究』誌上ではどのような科学報道論が展開されていたのだろうか。

まず①の記事「科学報道の問題点」はニューヨーク大学新聞学部長のヒリアー・クリークバウムの講演と司会者の奥田教久（朝日新聞東京本社科学部次長）と西脇安（東京工業大学教授）による講演録である。クリークバウムは科学報道の効果を論じる際、ポリオ（小児麻痺）ワクチン、飲料水への浄化薬品フッ素添加、原子爆弾の放射能問題、人工衛星発射といったトピックと関連付けている。クリークバウムはメディア報道が人々の科学知識を増加させるか否かといったいわゆる「効果論的」な議論をしているのだが、興味深いのはそれを受けた奥田の以下の議論である。奥田は「科学記事、科学的できごとは、かならずしも純粋な物理学的事実、医学的事実として終わらない。つねに政治的な問題・背景、国際情勢、または社会福祉といったものに非常に関連をもってきているといえる（56頁、傍点は引用者、以下断りなければ同様）」と述べている。

科学的出来事の政治的な背景に言及することが科学報道の役割であるという視点は、②「医学報道の問題点（討論）」でも言及されている。医学評論家の石垣純二は「問題にすべきは、医学の社会的意義より、医学記事の社会的意義」であるとして、アジアカゼ流行を事例に「カゼのビールスが何種類あるかというような」「枝葉末節」ではなくワクチンが的確に配布されるかどうかの社会的意義であるとし、「医学記事は何のためにあるのかということを、もっと考え直さなければいけない」と述べている（カギカッコ内の引用はすべて65頁）。

この特集では討論や欧米の医療事情視察の記事が掲載されており、放射能汚染やワクチン（の安全性）についての言及もある。それにもかかわらず同時期に発生していた水俣病、そして公害問題に関する箇所は一つもない。医療報道や科学報道が公害問題との連関で論じられていなかったのである。

これは初期の水俣病事件報道の特徴とも一致する。小林直毅（2007：42-54頁参照）や烏谷（2022：137-144頁参照）らが指摘するところによれば、水俣病事件報道では、水俣病の「原因物質とは何か」が論点になった一方で、水俣病の「原因」、すなわち誰が加害者なのか（原因物質を排出している主体は何か）は論点にならなかったとされている。他の社会問題報道であればしばしば登場する「悪役がいる物語」という枠組みは、この時期の水俣病事件報道には存在しなかったのである。こうした過程を小林直毅は「原因究明のポリティクス（小林2007：42頁）」と呼んで批判する⁽⁶⁾。

科学や医療の問題について言及しているにもかかわらず、同時期に発生していた公害問題・水俣病事件という重大背景には言及しないという「不作為」に対する指摘は、ジャーナリズムだけではなく、ジャーナリズム論についても当てはまっていたように思える。

『新聞研究』における「公害」への言及

ただしタイトルのみで選定した記事で執筆者の社会問題意識を判断するのは早計である。他の社会問題を語る際に、「たとえ話」として公害問題が言及されている可能性も考慮する必要がある。そのためには記事タイトルではなく、記事本文に着目しなければならない。

「国立国会図書館 デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>)」では、過去の雑誌や書籍がデジタル化・アーカイブ化されている。さらに一部の資料はタイトルだけではなく、本文の検索も可能になっており、『新聞研究』もその一つである。

「デジタルコレクション」を用いて調べてみたかぎり、『新聞研究』のなかで「公害」という言葉がはじめて登場するのは、鈴木才蔵（法務省人権擁護局長）による「犯罪報道と人権（1959年3月号・92号）」という記事である。この記事は「犯罪報道の諸問題」という特集記事の一つで、事実無根もしくは誇大な内容の犯罪報道が報道される者の人権を侵害しているという問題が論じられている。記事そのものは現代でもよく言われる報道と人権に関する内容である。だが、興味深いのは鈴木が報道被害者を「隠れた被害者」として位置づけていること（同：12頁）、さらに新聞の公共性のために報道被害が看過されてきたことを「ぜひ改善を要する事態（同：12頁）」としたうえで、「公害」を例に出しながら以下のように論じていることである。

従来わが国では、工場より出す煤煙、騒音、振動、汚水、悪性ガスは公認された操業より生ずるやむをえない被害として、特殊の場合以外は、会社は刑事・民事上の責任はなく、一般もその被害を、不平をいいつつ甘受してきた。しかし最近では、公害の名のもとに、その対策が真剣に検討されつつある。公害防止の法規の整備にも手がつけられつつある（同：12頁）

1959年3月の時点で公害問題をこう論じているのはかなり珍しい。なぜならこの時点での『朝日新聞』の「公害」関連記事数は（1945年から数えて）累計で10件程度だからである。⁽⁷⁾なお鈴木は同様に『新聞研究』1960年7月号（108号）「人権問題の扱い方」でも報道による人権侵害問題を公害問題になぞらえながら論じている（10頁）。

この次に『新聞研究』の記事中に「公害」の文字が出てくるのは、1963年10月号「新聞文章教室」である。多摩川の水質汚濁の報道が教材として用いられている中で「公害」という言葉が出てくる。

そして1964年1月号には「地域開発の展開と新聞（磯村英一・東京都立大学教授・都市社会学者）」という記事で、地域問題として北九州市のばい煙問題が言及されている。同年5月号でも磯村の「アメリカでは、問題がおきるたびに、それに意見を述べる団体が多い。それが新聞に載るのだから、新聞自体が世論を導いていくというのではない。しかし、日本では、そのような団体が生まれていないのだから、新聞がキャンペーンして、世論を指導していくべきである。とくに日本では公害など国民生活に身近なものが無視される傾向があるから、新聞はそういったものを取り上げるべきではないか」という新聞批判が紹介されている（1964年5月号：67頁）。新聞は重要な社会問題を取り上げるべきというジャーナリズム論によくみられる議論のたとえ話として公害問題が登場するようになってきた。

1964年8月号では荒川克郎（神戸新聞社社会部長）が地方紙の記者教育を論じる中で工業誘致に

おける公害を「無視しては考えられません」と評している（1964年8月号：21頁）。1964年12月号でも「新聞に物申す」の「公害にはたえざる追及を 容疑者報道は慎重に 必要なやさしく公平なニュース」という内容を取り上げている（120頁）。

翌1965年は、以下のように本文中に「公害」という言葉を含む記事が散見されるようになっていく。⁽⁹⁾

- 1965年2月号「私の『紙面構成論』」（姫野良平・大分合同新聞社編集局長）15頁
- 1965年3月号「『太平洋への道』と長ぐつ記者」（石黒成治・北日本新聞社会部記者）54頁
- 1965年6月号「記事企画の立案と決定」（織田稔・中部日本新聞社編集顧問）29頁
- 1965年8月号「医療問題と新聞」（水野肇・医学ライター）18頁

公害問題報道が徐々に増えていく時期と連動して、『新聞研究』でも公害問題に言及する記事が書かれるようになってくる。記事のタイトルに「公害」を入れて正面からこの公害問題報道を論じることとはなくても、社会問題の一例として言及する程度には認識されていた。

ただ特徴的なのは、『新聞研究』の執筆者の中で最初に「公害」という言葉を使ったのが法務省官僚（鈴木才蔵）で、その次が都市社会学者（磯村英一）であったこと、さらに新聞記者の中では地方紙の記者の方が早かったことである。全国紙記者、マス・コミュニケーション研究者やジャーナリズム研究者は、「公害」への言及に関して、かれらに若干後れを取っているように思われる。

2-3 『新聞学評論』

ジャーナリズム研究に関する学会誌である『新聞学評論』において公害問題について初めて言及がなされたのは1971年（第20号）と考えられる。この号では特集「公害報道」が組まれ、「いわゆる公害報道の歴史：足尾鉍毒事件の一側面（香内三郎）」と「『公害報道』要旨報告書（川中康弘・武市英雄）」という2つ論考が掲載されている。前者は田村紀雄・山本武利・香内三郎の3人の東京大学新聞研究所の共同研究プロジェクト「公害報道史（仮称）」のレポート、後者は開催された日本新聞学会秋季研究発表会のパネル・ディスカッション⁽¹⁰⁾（1970年11月7日開催）の抄録である。

さらに『新聞学評論』には「学会会員研究文献目録」が掲載されており（1965年10月～1974年12月：16号～23・24号）、当時、この学会の会員がどのような研究をしていたのか、そのタイトルから推測することもできる。公害環境問題を扱ったと思われる文献として以下のものを挙げられる。

【1965年10月～1969年】

- 発見できず。

【1970年】

- 武市英雄「公害と報道」『あけぼの』1970年10月、16-17頁。

【1971年】

- 井上照子「ノーカー運動にみる世論とマス・コミ」『自動車とその世界』1971年12月。
- 武市英雄「“公害報道”要旨報告書」『新聞学評論』1972年、第20号、39-50頁。
- 田村紀雄「反公害市民運動の言語活動」『市民』創刊号、1971年2月。

- ・田村紀雄「足尾鉍毒事件とその組織者」『伝統と現代』、1971年2月。
- ・林伸郎「公害問題とマスコミ」『マスコミ文化』NO.6、38-41頁。
- ・山本武利「足尾銅山鉍毒問題の報道と世論」『東京大学新聞研究所紀要』20号。

【1972年】

- ・遠藤康弘 共著『よみがえれ“青い海”-瀬戸内海からの告発』日本経済新聞社。
- ・加固三郎「環境・公害問題とPR活動」『マーケティングと広告』12月号、2-8頁。
- ・小山栄三「公害問題と広報」『広報』1972年11月号。
- ・武市英雄「公害と日本 新聞報道の問題点を踏まえて」A・マタイス編『日本人 - その可能性』ヴェリタス出版社。
- ・林茂樹「地域社会と公害問題」『経済評論』共同執筆（連載）、9月・12月号。

【1973-1974年】

- ・新井直之「“環境報道”の軌跡と方向」『新聞研究』1974年3月号。
- ・武市英雄「人間と環境 - ジャーナリズム的思考のすすめ」『世紀』1973年9月。
- ・古田昭作『公害・環境・資源』科学情報社。
- ・古田昭作「成長限界説から安定化対策への見地からみた公害・環境・資源に関する System 工学的研究」（工学博士論文）慶熙大学大学院、1974年。

日本新聞学会の研究者が公害問題について論文や著書を執筆し始めるのは、1970年前後で、全国紙報道よりは遅い。ここでも『新聞研究』と同様の傾向が見られる。

もっとも上記の考察はあくまで「目録」に記載された文献のタイトルから推測したものに過ぎない。学会の会員が自身の業績を学会誌「目録」に逐一掲載しているとも限らない。したがって、上記の検討はあくまで表層的なものである。できる限り、文献調査を行う必要があるだろう。

次に考えるべきは、前述の公害関連文献を執筆した者たちがいつごろから公害問題に言及しているのかということである。特に東京大学新聞研究所共同研究プロジェクト「公害報道史（仮称）」に関わった、田村紀雄、山本武利、香内三郎の業績に着目してみたい。

田村は単著『日本のローカル新聞（現代ジャーナリズム出版会・1968年9月25日発行）』の第七章「政治と世論に果たす役割」第3節「公害とのたたかいを通して」の中で、地方紙の公害問題報道について言及している。田村はローカル紙が「（公害を）解決の対象として社会的に認識してゆく上での地域的コミュニケーション（田村1968：260頁）」の役割や機能を果たしていることに触れている。その一例として「水俣タイムス」の水俣病事件報道も取り上げている（同：294頁）。

また田村は同著の中で、奥田道大「マス・メディアにおける地域社会の発見：沼津・三島地区石油コンビナート反対運動の事例分析（『新聞学評論』16号・1967年）」を引用している（田村1968：339-340頁）。この奥田論文は、沼津・三島地区のコンビナート誘致反対運動と地元メディア報道を考察したもので、公害への言及もある。確認できる限りでは、公害への言及の中でも最も古いジャーナリズム関連論文の一つであると考えられる。ただ、この論文も地方の問題を扱ったものとなっている。山本武利の研究業績に関しては、「足尾鉍毒問題の報道と世論」『東京大学新聞研究所紀要（第20号・1971年3月：163-265頁）』が最初の公害報道の研究であると思われる。香内については「公害報道史（仮称）」以前の文献を見つけることは（現状では）できなかった。

ジャーナリズム論関連書籍における「公害」への言及

この当時（1960年代後半）の一般的なジャーナリズム論の書籍では公害問題にどう言及してるのか。これについては本稿の問いを超えるものになるが、一例として以下の書籍を挙げてみたい（ただしこれも検索で選び出した文献であり、ジャーナリズム論を網羅したわけではない）。

- 新井直之『新聞ジャーナリズム：戦後のあゆみ（1966年・図書新聞社）』…公害への言及無し
- 山本明『現代ジャーナリズム（1967年・雄渾社）』…言及無し
- 千葉雄次郎『マス・コミュニケーション要論（1968年・有斐閣双書）』…地域メディアを取り上げた部分で、地域では「公害の学習会、講演会が頻繁にひらかれ（同：124頁）」ていることが記述されている。興味深いのは「中央のマス・メディアがニュース・ヴァリューをみとめなかった、というより、（コンビナート誘致）反対運動の意義を評価しえなかったのに対して、ローカル・ペーパーは積極的な報道活動を展開している」とやはりここでも地域メディアを扱う際に公害問題に言及していることである（同、カッコ内引用者）。
- 酒井寅吉『戦後ジャーナリズム：未来への活路をどう求めるか（1968年・大和選書）』…言及無し

3 考察

社会問題の扱い方についてジャーナリズムとジャーナリズム論の関係には、【先導型：ジャーナリズム論がジャーナリズムも先に社会問題に言及する】、【同時型：ジャーナリズムとジャーナリズム論が同時に社会問題に言及する】、【追従型：ジャーナリズムが社会問題を報道するようになった後に、ジャーナリズム論が取り上げ始める】のパターンに分けられるだろう。

社会問題としての公害問題、公害問題報道、公害問題報道論の三つを比較してみると、1960年代後半から70年代前半にかけて社会問題化した公害問題、その報道、さらにジャーナリズム論がどのように関係していたのか部分的に明らかになってくる。香内らが公害問題報道の分析に着手したのは1970年の6月（香内1971：6頁参照）であり、それは公害問題報道件数がピークに達した1970年とほぼ重なる。

学者・研究者もまた社会の中で生きている以上、社会の支配的な価値観に影響を受けるという「自己反省的な社会学」でなされる議論（一例としてグールドナー1974：36-45頁参照⁽¹¹⁾）が当てはまる事例だろう。

社会問題の発生とその報道、そうした報道をめぐるジャーナリズム論の間の時間差をことさらに批判するのは、後付けの知識で過去を断罪することでもあり、後世を生きる者の傲慢と言える。だが、それでもこうした「ジャーナリズムを論じる者が、社会問題の認識においてジャーナリズムに後れを取る」ことがありうるという事実は指摘できるだろう。

ただし、この指摘には付け加えることがある。たしかにジャーナリズム論はジャーナリズムに後れを取っていた。だが、ジャーナリズム論の中で先に公害問題に言及したのは、地域メディアを行った田村や奥田らによるものだったことである。1960年代後半、公害報道が全国紙で増加し始めた頃（参考資料3参照）、田村や奥田のような研究者はすでにローカル・メディアを研究する過程で公害問題に言及していた。全国紙（もしくは日本社会一般を）対象とするジャーナリズム論が後れを取っていた一方、地域メディアを専門とする研究者は、現場に近い視点から公害報道に言及して

いたのである。

4 現代のメディア環境において生じるジャーナリズム論をめぐる境界線の融解

ジャーナリズム論者の正当性と信頼性

このことはジャーナリズム論者の正当性や信頼性とも関係する。ここでジャーナリズムの歴史的構築性を論じた河崎の言葉を借用したい（他に河崎2021も参照）。

「ジャーナリスト」は職業を表す言葉ではない。スポーツ選手にプロフェッショナルとアマチュアがあるように、ジャーナリストにも職業人ジャーナリストと素人のジャーナリストが存在する。それはジャーナリズムという活動を実践する人々の単なる下位分類にすぎない。（河崎2018：226頁）

加えて河崎は、「ジャーナリスト」という言葉は「職業人だけでなく万人のもの（河崎2018：229頁）」であるとも指摘している。こうした河崎の言葉を本論の関心に引き寄せれば、ジャーナリズム論（者）という言葉は「職業人（職業研究者）だけでなく万人のもの」なのであり、ジャーナリズム論も「職業研究者」によるものと「素人」によるものとが、下位分類としてあるに“すぎない”のである。さらに河崎の言葉を借りれば、人々からその能力が信頼されているプロ選手とアマチュア選手との間の境界のように、「職業ジャーナリズム論者」と「素人ジャーナリズム論者」との間に明確な境界線を引くことは可能なのだろうか。

そして1960～70年代と現代とでは、メディア環境が決定的に異なっていることを踏まえる必要がある。現代のメディア環境では、ジャーナリズムに関する議論はあらゆる人びとに開かれており、この中には「社会問題の当事者」も含まれている。すなわち、ある問題の当事者が自ら直面している未だ構築されざる社会問題を（SNSを含む）自前のメディアで訴えることができるようになってきたのである。そして、そうした問題を報道しないメディア・ジャーナリズムを批判することも可能になっている。

加えて、そうした報道の問題を指摘しない／できないジャーナリズム論者をも批判することもできるようになってきたと言えるだろう。社会問題に関して、ジャーナリズムの「不作為」が可視化されるようになっただけでなく、ジャーナリズム論者の「不作為」もまた可視化され、批判されるメディア環境なのである。

公害問題を例にとれば、地方紙記者・地域ジャーナリズムの研究者の方が、相対的に（地域問題としての）公害問題に早く言及できた。だが、もし1960年代が現在と同様のメディア環境だったら、「現場」の住民が地方紙記者、地域ジャーナリズム研究者に先んじて、ジャーナリズムとジャーナリズム論を批判していたのではないだろうか。もしそうした批判が積み重なっていけば職業ジャーナリズム論者、特にジャーナリズムを論じる専門家、特に大学教員への不信へとつながりうる。

前述したアルヴィン・グールドナーは社会・社会問題を研究する社会学者がその研究に際して影響を受ける「背後仮説」に注目した。社会学者も社会の中で活動しているため、支配的な価値観をはじめとする社会の諸要因に影響を受けている。同じことがジャーナリズム論者という学者にも当てはまる。そしてそれはジャーナリズムに比べてジャーナリズム論者の方が「鈍感な社会問題意

識」しか持ち合わせていないのではないか、という自己反省的な問いをも導きうる。

それに対する一つの回答と解決策は「ジャーナリズムを論じる者がより鋭敏な社会問題意識を持つこと」かもしれない。しかし社会問題の現場、そしてジャーナリズムの現場にいない職業ジャーナリズム論者に常にそれができるのだろうか。確かにそうした道に挑むことも重要ではあるだろうが、一方で他の道を模索する必要もあるのではないか。それは職業ジャーナリズム論者の専門性はどこに宿るのかということ問うことであり、ジャーナリズム論に関する「専門家・素人」の境界線⁽¹²⁾はどうすれば引くことができるのかを問うことでもある。

[補遺]

本論説は2022年10月、日本大学法学部に教授昇格論文として提出した『『ジャーナリズム』の構築性に関する複合的アプローチ—メディア化時代におけるジャーナリズム研究の方向性の検討』の「第5章 社会問題と『ジャーナリズム』の構築性、ジャーナリズム論の権力性」を加筆・修正したものである（当該論文は未公開）。

なお、本稿でジャーナリズム論の権力性を論じるにあたり、「公害問題（報道とジャーナリズム論）」を事例に選んだのには、研究の“容易さ”という一種の妥協もあったことは指摘しておきたい。公害問題は、当初社会問題だとは認識されていなかった状況が比較的短期間（約10年）で社会問題化していったものであり、その初期の報道における「不可視の権力」を見出しやすい事例なのである。ジャーナリズムがそうした権力を行使し、ジャーナリズム論がそれを上書きしているより「適切」な事例はおそらく別にも存在するのだろうが、それを事例研究の対象にすることは現在では極めて困難だからである。

参考文献

- ・アルヴィン・グールドナー著、岡田直之、田中義久訳（1974）『社会学の再生を求めて(1)』新曜社。
- ・烏谷昌幸（2022）『シンボル化の政治学』新曜社。
- ・河崎吉紀（2018）『ジャーナリストの誕生』岩波書店。
- ・——（2021）「歴史から見た広義の『ジャーナリズム』アマチュアの復権と職業の危機」『journalism』(373)、16-21頁。
- ・小林直毅（2007）『「水俣」の言説的構築』小林直毅編『「水俣」の言説と表象』藤原書店、15-70頁。
- ・小林義寛（2018）「多次元的現実論の視点からのメディアの信頼性への問い」『ジャーナリズム&メディア』第11号、111-120頁。
- ・香内三郎（1971）「いわゆる公害報道の歴史」『新聞学評論』20号、6-38頁。
- ・S. ルークス著、中島吉弘（1995）『現代権力論批判』未来社。
- ・奥田道大（1967）「マス・メディアにおける地域社会の発見：沼津・三島地区石油コンビナート反対運動の事例分析」『新聞学評論』16号、56-76頁。
- ・大石裕（2005）『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- ・——（2014）『メディアの中の政治』勁草書房。
- ・関谷直也（2015）「公害問題とジャーナリズム」関谷直也・瀬川至朗編『メディアは環境問題をどう伝えてきたのか』ミネルヴァ書房、45-74頁。

- ・田村紀雄（1968）『日本のローカル新聞』現代ジャーナリズム出版会。
- ・山本明（1969）「日本ジャーナリズム論史の一デッサン」『新聞学評論』18号、61-69頁。
- ・山口仁（2018）『メディアがつくる現実、メディアをめぐる現実』勁草書房。
- ・『マス・コミュニケーション研究文献目録：東京大学新聞研究所所蔵 1950年-1969年』東京大学新聞研究所図書室 編、東京大学新聞研究所、1970年。
- ・「日本新聞学会会員研究文献目録」『新聞学評論』第16号～第23・24号、1967年～1975年。
- ・『新聞研究』日本新聞協会発行、各号。

※本文中（特に2章）で考察対象として言及した記事・文献は除外。本文を参照のこと。

- (1) この略史の作成にあたり、筆者の公害問題報道研究（山口2018：76-129頁）をもとにしている。他にも国立文書館『公文書に見る 日本のあゆみ』「公害対策基本法が制定される（簿冊番号：平11総02102）」を参考にしている（https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s42_1967_01.html 2026年1月8日閲覧、以降のサイトも同様）。なお「公害」ではなく、「鉍毒」「鉍害」についての社説は存在する。
- (2) 日本新聞協会のホームページより<https://www.pressnet.or.jp/publication/kenkyu/>（2026年1月8日閲覧）。
- (3) 鬼塚岐美男「水俣病問題と取り組む（208号、1968年11月号：74-75頁）」、大野誠「放射能汚染事件のスクープ（203号、1968年6月号：34-35頁）」。
- (4) 43頁（青木彰「公害報道の可能性と問題点」『新聞研究』228号：1970年7月号、42-45頁）
- (5) 「公害記者 『水俣病』を追って」森茂（熊本日日新聞政治部部長）『新聞研究』228号、1970年7月号：58-59頁
- (6) なお、『新聞研究』の特集では新潟水俣病の原因企業の昭和電工の常務取締役が「最近『公害問題については疑わしきは罰せよ』という主張が一部にある…少なくとも科学的な原因究明を徹底的に行なわないで軽々に『疑わしい』と結論することは許されるべきではない」安藤信夫（昭和電工 常務取締役）「公害報道に注文する」という特集の中で述べている（『新聞研究』228号、1970年7月号：51頁）。
- (7) もっとも、条例レベルではすでに1949年に東京都が工場公害防止条例を制定し、1950年に大阪府、1951年に神奈川県も制定している（『平成5年版 環境白書（総説）』「第3章第1節 公害対策基本法等の環境政策の枠組みとその成果」「3 第2次大戦後の経済成長と環境保全制度 <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h05/9165.html>）。報道でも1951年に東京都の条例が改正された際には報道されている（「工場公害防止条例を施行（※原文は「条例）」『朝日新聞』1951年1月13日朝刊3面）。
- (8) 「新聞に物申す」とはおそらくラジオ日本の番組ではないかと思われるが詳細は不明。
- (9) なお1966年『新聞研究』で「公害」という文字があるのは以下の通り。1966年2月号（12、27、59頁）、5月号（28頁）、6月号（83頁）、7月号（57頁）、9月号（72、79頁）、10月号（14、33頁）。『新聞研究』には1959年から1971年頃まで「最近の新聞批判」という資料記事が掲載されており、他媒体や学者・評論家によってなされた新聞批判が取り上げられている。前述のようにこの記事の中でも「公害」への言及があるのだが、全体の中では少数である。
- (10) パネリストは中沢道明（読売）、落合己代治（岳南市民新聞・富士市）、石原舜介（東京工大・都市社会学者）、香内三郎（東大・コミュニケーション研究者）である。司会は川中康弘（上智大）、武市英雄（上智大）である。
- (11) グールドナーは「社会学上の理路整然とした理論はある程度まで、理論家はその関係領域について設定

するふつう暗黙の仮説から派生し、その仮説に依存し、その仮説に支えられている（ゲールドナー1974：43頁）」と指摘する。この指摘を「ジャーナリズムと社会問題」について当てはめれば、「ジャーナリズム」と「社会問題」という関係領域に関するその研究者の「暗黙の仮説」としての社会問題観に派生・依存・支えられながらジャーナリズムは論じられると読み替えることができるだろう。

- (12) この問いは、かつてジャーナリズムを論じる際に小林義寛が投げかけた「プロフェッショナルな知と専門家でない (lay) 人びとによるローカルな知との乖離（小林義寛2018：119頁、カッコ内原著者）」をジャーナリズム論に応用したものである。